

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	選挙管理委員会事務局選挙課
件名	さいたま市投票用紙リサイクル処理業務(R5県知事)
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和5年10月16日
契約の相手方名	特定非営利活動法人選挙管理システム研究会
契約金額	1,105,417円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、保存期間満了等に伴う投票用紙のリサイクル処理を行うものであり、投票用紙のリサイクル処理を行うに当たって、その機密性を絶対に保持する必要があり、当該業務の作業工程である回収、輸送、異物分離・選別、破碎、溶解及び再資源化(ペレット化)までの一連の業務を安全かつ確実に履行しなければならない業務である。</p> <p>契約業者は本条件を満たし、かつ他の政令市等でも受託実績がある業者であり、契約業者以外にはないことから、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	選挙管理委員会事務局選挙課
件名	さいたま市期日前投票用回線設置作業
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和5年11月17日
契約の相手方名	イオンディライト株式会社 関東支社埼玉支店
契約金額	1,889,800円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、期日前投票所設置予定場所へ期日前・不在者投票システム稼働のためのネットワーク環境整備作業を行うものであり、期日前投票所を設置する施設に回線敷設を行うためには、施設の構造等に精通している必要があり、当施設を管理する業者にしか出来ない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当施設の管理業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>